

評価委員会の役割

1 評価委員会とは

地方独立行政法人法（以下「法」という。）第11条の規定に基づき設置を義務付けられた市長の附属機関です。

2 評価委員会の役割

「法」及び「地方独立行政法人大月市立中央病院評価委員会規則（以下「規則」という。）で規定されている以下の事項について、意見を述べていただきます。

（1）法で規定されている事項

内 容	法規定	
市長が法人の定款に関する変更を行う際の意見を聴く	第 8 条	
市長が中期目標を策定または変更しようとする際の意見を聴く	第 25 条	令和 4 年度
市長が中期目標期間の終了時（最終年度）に見込まれる法人の業務実績の評価を行う際の意見を聴く	第 28 条 第 4 項	令和 4 年度
中期目標期間に見込まれる業績の評価結果に基づいて、市長が法人の業務の継続等の検討を行う際の意見を聴く	第 30 条 第 2 項	令和 4 年度
出資等に係る不要財産の納付について、市長が認可しようとする際の意見を聴く	第 42 条の 2 第 5 項	
条例で定める重要な財産の譲渡又は担保について、市長が認可しようとする際の意見を聴く	第 44 条 第 2 項	
法人から役員報酬等の支給基準について届出により、市長から評価委員会へ通知があった際意見を申し出ることができる	第 56 条 (第 49 条 第2項準用)	
他の地方独立行政法人と合併しようとする際の意見を聴く	第 108 条第 2 項 (吸収合併) 第 112 条第 2 項 (新設合併)	

（2）規則で規定されている事項

内 容	規則規定	
各事業年度における業務の実績評価、中期目標期間終了時の中期目標期間における業務の実績評価をする際の意見を聴く	第 2 条第 1 項 第 1 号	毎年度
上記に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項について意見を聴く	第 2 条第 1 項 第 2 号	

* 今回の評価委員会においては、太枠部分の各事業年度の業務実績評価についての意見を伺います。

[テキストを入力]